

令和6年3月15日

法人の合併の認可について

関東経済産業局長から、イワタニ関東株式会社（法人番号 5030001009545）および関東プロパン瓦斯株式会社（法人番号 1070001000529）、新潟マルキ株式会社（法人番号 1110001026180）による法人の合併の認可申請に関する、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第28条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正前のガス事業法第47条の6の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該認可に係る審査基準に照らし、ガスの適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該認可申請について、審査基準第1（14）で準用する第1（17）②に適合していると認められましたので、別紙のとおり関東経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別 紙)

官 印 省 略
20240312 関 東 第 3 号
令 和 6 年 3 月 1 5 日

関東経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

法人の合併の認可について（回答）

令和6年3月11日付け 20240228 関東第54号により貴職から当委員会に意見を求められた法人の合併の認可の申請について、ガスの適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該法人の合併の認可の申請については、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（20170329資第5号。その後の改正を含みます。）第1（14）で準用する第1（17）②に適合していると認められましたので、認可することに異存はありません。